

未来をひらく

竜爪山 九条の会

りゅうそうざん
きゅうじょうのかい

会報 2008年9月発行 通巻12号

発行 / 竜爪山九条の会・事務局

〒420-0812 静岡市葵区古庄3-19-34 五井卓方

TEL・Fax 054-264-4918

E-mail ryusouzan9@plala.or.jp

URL <http://www3.plala.or.jp/ryusouzan9/>

平和と暮らしを 考える集い

シリーズ
第1回

前半は「医療問題と憲法」について、事務局長（歯科医）の五井卓さんがお話しします。「長寿医療制度」と言い換えられた「後期高齢者医療制度」や医師不足など、医療問題と憲法25条（国民の生存権）のお話です。

後半は戦争を体験した方の話をうかがいます。お話しくださる方は市内八幡5丁目にお住まいの岡部正美さん（90歳）です。二十歳で徴兵、盧溝橋で終戦を迎え、昭和20年12月に復員。出身は福岡ですが、お母様の疎開先である静岡で戦後を生きてこられました。60年を超える歳月を経てのお話に、心をこめて耳を傾けたいと思います。

10月2日（木）13:30～16:00
東部生涯学習センター第4集会室

（旧称）東部公民館

イラク派兵に 違憲判決出る

五井 卓

2400年5月26日 原告218名 原告代理人
(弁護士) 47名でイラク、サマーワへの自衛隊派
兵が日本国憲法に違反する行為だと静岡地裁に提
訴した。1審2審と敗訴し最高裁まで闘ったが、
残念ながら最高裁では原告代理人と裁判所の紙面
上だけのやりとりで我々原告は裁判所の門をくぐ
ることすらなく敗訴した。

元防衛政務次官・(故)箕輪登氏によって始め
られた同様の提訴は全国各地で行われ、1万人以
上の原告によって闘われた。しかしそのほとんど
が静岡と同じような結果になった。その中、粘り
強く3000人以上の原告団を組織し第7次訴訟
まで起こした名古屋の控訴審で、本年4月17日名

古屋高裁は画期的かつ歴史的判決を下した。「イ
ラク派兵は憲法違反」と断罪したので。

過去、政府の行為に対し憲法9条違反だと出さ
れた判決は、1959年の砂川事件地裁判決と、
1973年の長沼訴訟地裁判決があるが、共に上
告審で覆されてしまった。しかし今回の判決は違
憲としながらも国が勝訴し、原告敗訴という判決
のため(紙面の都合で理由は割愛します)国は上
告できず判決は確定した。

さて、今回の判決の持つ意味を検証してみる

現在のイラクは戦闘地域

日本政府は、イラク特措法はイラクにおける人
道復興支援活動であり、武力による威嚇または武
力の行使に当たらないとし、また、自衛隊の活動
地域は戦闘地域ではないとしてきた。しかし判決
では、「アメリカ軍を中心とした多国籍軍は、ファ
ルージャ、バクダッド等の各都市で(略)クラス
ター爆弾並びに国際的に使用が禁止されているナ
パーム弾、マスタードガス及び神経ガス等の化

学兵器を使用（略）単なる治安活動の域を超えたものになっている。」とし、特にバクダッドは「戦闘地域」と認定した。また、航空自衛隊の空輸活動は「現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素」「航空自衛隊の空輸活動のうち、少なくとも多国籍軍の武装兵員を、戦闘地域であるバクダッドへ空輸するものについては（略）自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない。」「よって、（略）空輸活動は政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、（略）イラク特措法2条2項（略）3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」と断罪した。

「憲法9条1項に違反」という今回の判決は、非常に大きな意味を持っている。現在の改憲論の多くは9条1項はそのままにし、2項を変えようとするものだ。要するに戦争放棄はするが、国際貢献という立場から軍隊は持つとしている。しかしイラク派兵は9条1項に違反と断罪されたこと

により、海外派兵の拡大を狙う改憲派にとっては「改憲しても無駄」ということになる。

平和的生存権を認定

従来裁判上では「平和的生存権」は抽象的権利とされ、裁判で訴えられるものではないとされてきた。静岡地裁の判決でも、市民運動として行われるべきものとしていた。



写真は自衛隊イラク派兵差止訴訟の会発行『4.17イラク派兵違憲判決・判決文』

私は強いられたくない 加害者としての立場をより

しかし今回の判決では、

平和的生存権は、(略)憲法で保証する基本的人権が平和の基礎には存立できないことから、全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基本的権利(略)単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。

憲法前文が「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法9条が(略)戦争放棄や戦力不保持を規定し(略)憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的権利として認められるべきである。

平和的生存権は(略)複合的な権利といふことができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動の請求し得るという意味における具体的権利が肯定される場合がある。

とし、「憲法9条に違反するする戦争の遂行、武力の行使等戦争の準備行為等への加担・協力の強制されるような場合には、平和的生存権の主と

して自由権的な様態の現れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などの方法による救済を求めることができる」と平和的生存権に具体的権利制があると規定した。

政府は秋の臨時国会に派兵恒久法を提出しようとしている。イラクに派兵した多くの国が撤兵もしくは縮小し、アメリカ国内でもイラク戦争は間違っていたという認識が主流になっている中、日本だけはイラク戦争及び派兵を全く総括しないばかりか、更に海外派兵を拡大しようとしている。しかし、今回の判決により平和的生存権は具体的権利と規定された。今後政府が海外派兵をしようとしたとき、我々は堂々と政府の派兵の違憲性について、法廷で争うことができる道が開けた。

さて、今回の判決、たとえ最高裁までが「派兵差し止め」を認めたとしても、政府への強制力は残念ながらない。それ故に「傍論でしょ(福田首相)」「判決文は暇ができたなら読みます(高村外相)」「そんなの関係ねえ(田母神幕僚長)」な

ど、判決を軽視した発言が繰り返されている。しかし、日本は三権分立を柱とし、憲法解釈の最終判断権限は裁判所に与えられている。司法府が派兵が違憲だという判断を出した以上、行政府は最大限尊重しなくてはならないはずだ。

政府や自衛隊幹部がことさら無視しようとしているところに今回の判決の重みが見える。この判決を活かすも殺すも、今後、多くの平和を求める国民の運動にかかっているといえる。「戦争のできる国」にしないために、また、この平和な日本を子や孫達にひきついで行くためにも、この判決は「新たな出発点」であり「行動の始まり」にしなければならぬ。最後に憲法12条を書いて締めくくる。
(元イラク自衛隊派兵違憲裁判原告)

日本国憲法十二條

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。



戦争をしないと決めた

憲法9条守りたい

会の趣旨に賛同された方が10名余増えました。呼びかけ人の塚原保さん（瀬名2丁目）が一人でこつこつと増やされた結果です。そして、お亡くなりになられた方が数名いらつしやいます。ご冥福をお祈りします。

会員数	9月10日現在
呼びかけ人	138名
賛同者	243名
合計	381名

『YASUKUNI』 鑑賞と 靖国神社

黒田 昭彦

「YASUKUNI」は一口に言って物足りなかつた。制作の意図は忖度^{そんたく}できるが、世情の圧力を避けてか作品全体に明瞭さを欠く。

靖国神社はいうならば戦争美化の象徴である。靖国の名の儼かな響きは国民の耳朵^{みみ}に敬愛、哀悼の幻想をかきたてさえする。

靖国神社の歴史をたどると諸国に散つた明治維新の戦争犠牲者を九段に合祀したことに始まる。日清・日露戦争を経て満州事変、日中戦争の経過に従い特に第二次大戦を契機に、純粹に犠牲兵士を追悼するというよりは帝国を守つた英霊として祭りあげることによって国民感情を高揚させ、国

勢拡大を意図して神威つけた仏閣である。

本来霊を弔うことは個人の道義心、宗教心から賞賛されてこそ排斥するものではない。それは鎌倉幕府が京都大原の寂光院で平家一門を弔う建礼門院（清盛の娘・徳子）の法要を禁じはしなかつた。このことはまさに昔時においてさえ現代憲法が定める「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」に該当する。それに反して国は靖国神社に東条英機らA級戦犯合祀の分離追求には政教分離の口実で責任回避をしてきたが、実際には旧厚生省の働きかけで合祀が成り立っていたことが判明した。A級戦犯合祀の妥当性はともかく、「国及びその機関はいかなる宗教的活動もしてはならない」に明白に違反する。国が憲法にまで反してまた虚言まで策して、かつ他国のみか国民からも批判を受けてまで戦犯合祀にこだわるその理由はなんだろうか。そのうえ戦死者を祀ることを趣旨とする靖国神社の精神規範をも無視するものである。

ということとはつまるところ靖国神社は戦争犯罪者をも祭祀することで軍国勢威発揚を狙う虚構の

産物とみなされる危惧をぬぐいきれない。それに付加すれば八月十五日の敗戦放送後にあつて戦闘機十一機を自らが指揮して若き兵士らの特攻として道連れにした海軍司令官・宇垣纏中將も靖国神社に祀られているのであるうか。その戦果がどうであれもはや戦争は終わっている。敵味方ではない、以後は共に生きるべき同朋を葬った人物であるのだが。

なお人物像、武器像も蒙昧に過ぎる。日本刀は日本固有の鍛錬法で製造され、日本軍人の魂を具現した武器ではあつても、その実際は闘刀というよりも捕虜斬首の蛮刀の印象がなお強い。

要するにこの映画の価値は映像効果よりもその制作意図を推測させる反戦効果があると考えると同時に、軍国虚構に成り立つ靖国神社の存在意義を考えさせるものである。



上映辞退が相次いだ、映画『靖国YASUKUNI』。
7月12日（土）13日（日）の両日、アイセル21で上映されました。企画したのは「『靖国』を上映する静岡の会」。市民有志が市内の映画館に上映を持ちかけたが予定が立たなかったため、自主上映を企画。こうして市民らによる全国初の自主上映が実現しました。

国の道しるべ

三宅かほる



戦闘帽にゲートル姿の男達。もんぺ姿一色の女達。標語「欲しがりません勝つまでは」。電灯を覆う黒い布、暗い夜。配給制度。「臨時ニュースを申し上げます」と緊迫したアナウンサーの声。思い出しながら書いてみたこれらは、六十数年前の日本の情景を表すほんの断片にすぎない。空襲警報や警戒警報の不気味な音を聞くと、登下校中でも引き返したり又出かけたりして、いつも何か張りつめたような空気の中に居た私。

戦局が悪化し、一九四四年に東京が初めて爆撃を受けた事により、無防備な人間の頭上にも容赦なく爆弾は落とされるのだと、戦争というものの恐ろしい正体を市民は実感する事となって行く。一九四五年六月、静岡にも悪魔は襲いかかった。B 29 爆撃機

が百機以上飛来し焼夷弾の雨を降らせたのである。我家は全焼した。持ち出せたのは仏壇ただ一つ。長姉次姉私の三人が逃げ込んだ防空壕を焼夷弾が直撃した。目も眩む強烈な光、ものすごい炸裂音。壕の中は一瞬にして火の海と化した。何がなんだか分からないまま私は気を失ってしまったようだ。気付けば長姉が名を呼んでくれていた。後で聞いたところによると、自力で壕から出る事が出来なかった私は大人に引っぱり出されたのだと言う。もしかしたら死んでいたかもしれないとも知らされた。そう、同じ壕に入った一人の女性は即死だという事だった。たびに私の胸は何度凍ったことだろう。当然ながら三姉妹は火傷を負った。次姉が重傷であった。服に燃え移った火を消そうと防火用水に身を沈めていた姿を私は見ている。歩けなくなつた十三才の次姉を背負い、とぼとぼと歩く九才の私を連れて十五才の長姉はともかく近くの安倍川へと逃げた。避難した人々でごつた返していた安西橋の



カット 村瀬千絵子

下、阿鼻叫喚の凶だったろうが、不思議にも私の耳に音声の記憶が無いのだ。ショックが強すぎて放心状態だったのだからかと考えたりする。夜が白み始めた頃、父母が探しに来てくれ次姉のひどい火傷を心配して病院へ連れて行った。親達の顔を見た時の安堵感は今もって忘れられないものだ。

ほとんどの親類が被災してしまったので、身を寄せる所が無く途方にくれた我家。

しかも母親は身重であった。が、世間というものは有り難いもので、リヤカーに青果物を積んで売り歩いていた小母さんから母親が度々買い物をしていて懇意にしていたことから、その小母さんの口利きで、安倍奥の不動尊堂を借りることが出来たのだ。

今では考えられない事だけれど、何しろ非常時であった。広さはまああだったが、お堂には電灯が無かった。石の階段を降りては谷川の水を汲みに行ったりもしていた。近隣の農家の人達にお世話になった事は言うまでもない。毎日、南瓜、さつまいも、玉ねぎ等を食べ続けたのも遠い思い出。その



間に母親は末娘を産む。重傷だった次姉も看護婦をしていた叔母に助けられ、苦しい二ヶ月余りの不動尊堂での生活もピリオドを打つ事になる。そして絶望に突き落とされた我家も、少しずつ立ち直りへと動き始めるのだった。

歴史を語るに「もしも」は無いと言われるが、我家の歴史から、もしも戦争の影を追い出したとしたら、父母の塗炭の苦しみや、火傷という戦争の刻印を押された三人の姉妹の悲劇も無かつただろう。原爆下での被災をはじめ理不尽に殺傷され人生を狂わせられた人は数知れない。その原因となった戦争は、しかし天災ではないのである。愚かな人間がひき起こす人災なのだ。この事を忘れないでいよう。数百万人の命が犠牲にされた事の反省に裏打ちされて出来た憲法九条。日本が歩んで行く道しるべとして大事にしていかなければと、いつも思っている私である。



この手記は、8月14〜17日、静岡市民ギャラリーで開かれた『静岡平和のための戦争展』でも展示されました。呼びかけ人の三宅さんは地元での活動を希望され、竜爪山九条の会を退会され磐田の「九条の会」に移られました。

望月 貞夫 もちずき さだお

竜爪山九条の会
ホームページ から

その土地の民謡で替え歌を作り「九条」を歌おう。
この『友遊デイサービス讃歌』は、沖縄の俗歌謡
『十九の春』を元に作りました。
静岡の東西南北の景色を織り込んであります。

呼びかけ人
瀬名 丁目在住

NPO法人クリエイト静岡勤務「介護のことならどうぞ」

『友遊デイサービス讃歌』

一 龍爪山麓静岡は 豊かな自然に恵まれて
東の彼方に富士を見て 南に広がる駿河湾

二 西に田町と与一町 安倍の流れに身を映し
ここがわしらの生きる町 笑顔が絶えないデイ友遊

三 北に聳える赤石は 水の恵を作り出し
四季の移りはいろいろに 心の糸で織る人生

四 人生いろいろ見てきたが 人の命にやかえられぬ
戦は不幸を招くだけ 平和の花を咲かそうよ
九条の花を世界に咲かそうよ

(ここは思いきって声を張り上げる)

竜爪山九条の会 会計報告

2007年3月1日より
2008年3月31日まで
2008年5月18日 会計 小川峯子

収入	前期より繰り越し	28.345	
	募金	148.720	個人95名 133.720 謝礼寄付 15.000
	事業活動	19.200	だったんそば茶 鱒の燻製 他
	雑収入	31.042	2007.2.12 総会残金 2007.7.20 懇親会残金 9条リーフ(葵より)
		収入計 227.307	
支出	謝礼	40.000	山本義彦氏 10.000(寄付) レシャード・カレッド氏 30.000
	会場費	14.630	東部公民館 07.4.22 東下公民館 07.9.27 / 07.12.10 08.2.11 大圓堂 07.10.28 リンク西奈 08.3.2
	消耗品	11.710	封筒・コピー代・用紙 ビニール等
	総会雑費	28.368	2008.3.2 発会1周年記念イベント (会報11号12頁会計報告を参照)
	通信費	13.420	世話人会案内 会報の郵送費等
	資料	10.900	9条リーフ
	雑費	18.915	郵送料、物資代引き手数料 振込手数料
		支出計 137.943	
		差引額 89.364	内訳 現金 45.364 預金 29.000 振込口座 15.000

5月18日(日)午後4時より南瀬名町公民館にて、親睦をかねての総会が開かれました。
参加者は20名、食事をしながら自己紹介・近況などを語り合い、午後7時散会しました。

「めっちゃええやん！ 憲法 9 条
東西ビッグ対談 藤本義一、井上ひさし」

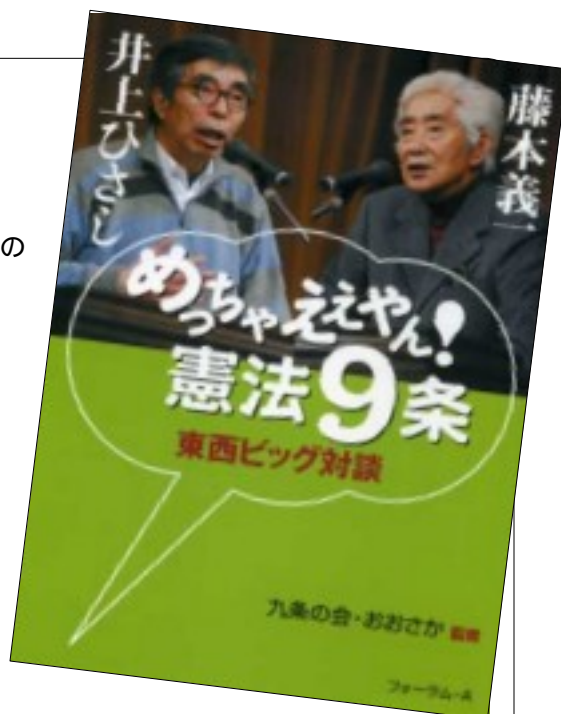
2008年3月21日の「九条の会・おおさかの
つどい」での、「ビッグ対談」

笑い、涙、驚き。

そして会場に溢れた感動。

「こんなに奥深く 憲法9条を語れるとは！」

と 衝撃の対談がブックレットになりました。
内容は、藤本さんの講演が生い立ちを
語りながら、井上さんは日本が戦争に加担
せずに、国際社会で信頼される道を提言。
そして、めっちゃ面白い、お二人の対談
を紙上再現。



ブックレット紹介



本文62ページ 本の大きさ15×21cm)

発行 フォーラム・A

ぜひお買い求めいただき、
多くの方に広めてください。

定価 630円(税込み)

申込・問い合わせ・感想・投稿など下記あてにご連絡ください。

電話・Fax 五井/264-4918 三輪/261-9645 寺井/261-8362

編集後記

会報12号をお届けし
ます。前号から5ヶ月
もたつてしまい申し訳

ありません。8月28日、9月7日
と事務局会議が開かれました。中
だるみの活動を盛り上げようと、
「平和とくらしを考える」という
集いをシリーズで開くことにしま
した。特に、戦争体験を語り継ぐ
ことに取り組んでゆきます。会員
の皆様や身近な方で、「体験を語
りたい」、「話をしてほしいよ」と
いう方がおられましたら、事務
局までご連絡をお願いします。

12号は会員の皆さまの投稿で作
る事が出来ました。カットは、村
瀬千絵子さんの作品です。

皆様からの感想、そして投稿を
お待ちしております。

(寺井)

